

基本報酬に係る回数制の導入における考え方については次のとおりです。

なお、同内容の質問については集約して回答しています。

【介護予防通所サービス事業所の方】

(2024.4.23作成)

No.	質問項目	回答
1	事業所は回数制は行わず、従来どおり月額報酬のみとすることは可能か。	「月額報酬のみ」、「回数払い及び月額報酬」または「回数払いのみ」の選択は事業所が行うため、従来どおり月額報酬のみとすることは可能です。
2	事業所が月額報酬を引き続き行うにあたり、制度としては回数払いもあることを事業所から利用者に説明する必要があるか。	利用者に対しては、回数払いではなく月額報酬のサービス事業所であることを説明してください。また、ケアマネジャーに周知してください。
3	回数払いを選択した場合、例えば、要支援1の利用者が月に3回のケアプランにおいて実際は2回の利用であった際の請求方法はどのようになるのか。	ケアプランにおいて回数払いを選択した場合は、利用者が当月に実際に利用した回数により請求してください。